

与那原町長 照屋 勉 殿

届出者 住 所  
氏 名  
(電話番号)

印

地区計画の区域内における行為の届出書

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、(土地の区画形質の変更・建築物の建築又は、工作物の建設・建築物等の用途の変更・建築物等の形態又は意匠の変更)について、下記により届出ます。

記

1. 行為の場所	与那原町字東浜
2. 行為の着手予定日	平成 年 月 日
3. 行為の完了予定日	平成 年 月 日
4. 建物構造	

(1) 土地の区画形質の変更	(イ) 区域の面積				m <sup>2</sup>	
	(ロ) 敷地地盤高 造成計画高より				m	
建築物の建築又は 工作物の建築	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)					
	(ロ)	届出部分		届出以外の部分	合 計	
	設計の概要	(i) 敷地面積				m <sup>2</sup>
		(ii) 建築又は建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
		(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	(iv) 建築物の高さ 敷地地盤面より m	(v) 用 途				
		(vi) かき又はさくの構造				
(3) 建築物 等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m <sup>2</sup>	
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名又はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項に記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。